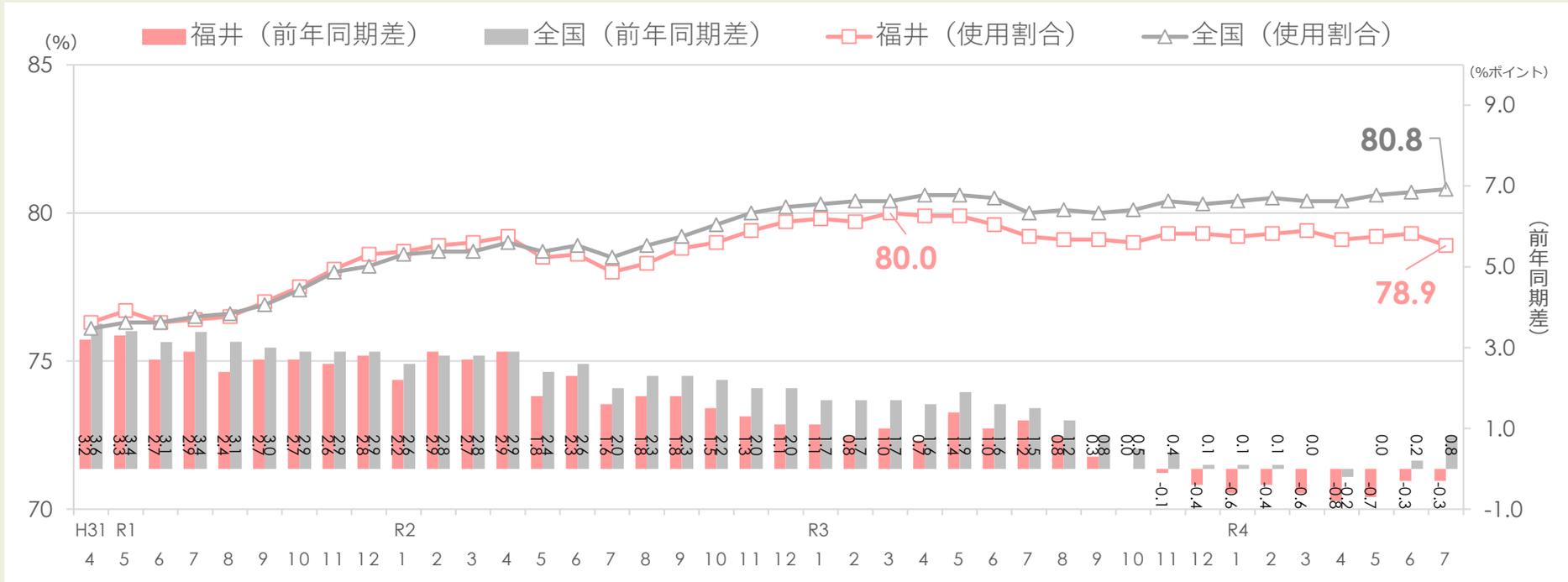
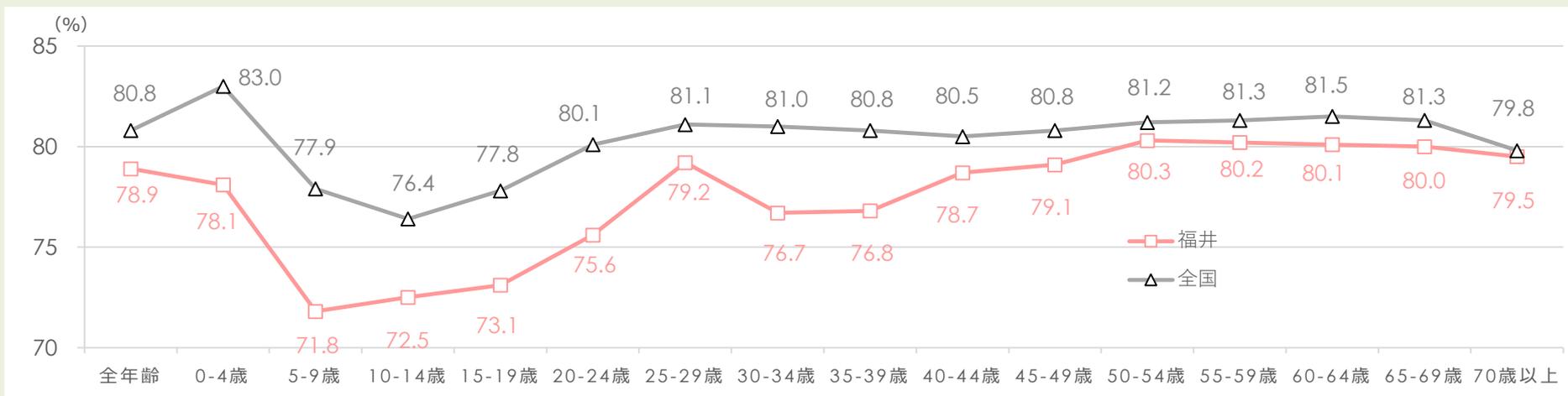


福井支部のジェネリック医薬品使用割合

【平成31年度からの福井支部と全国の使用割合推移】



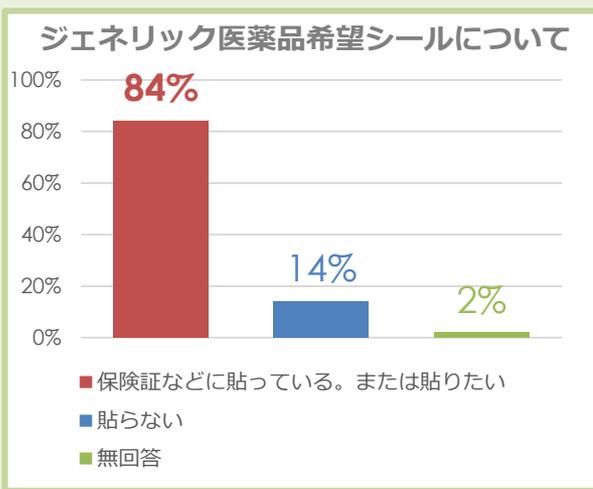
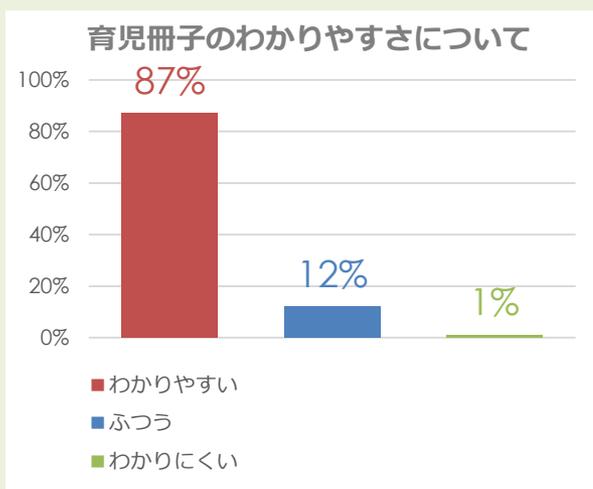
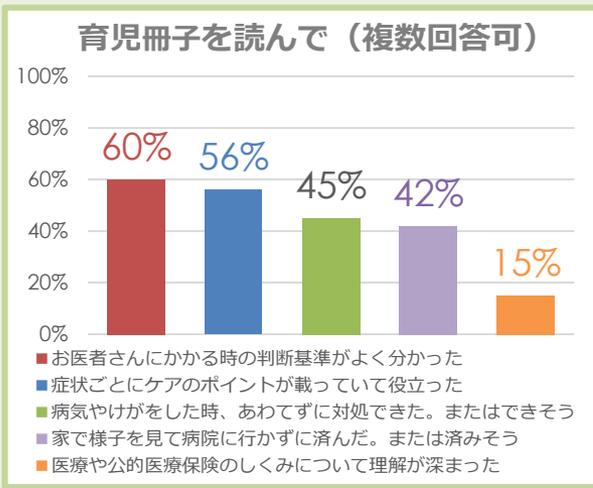
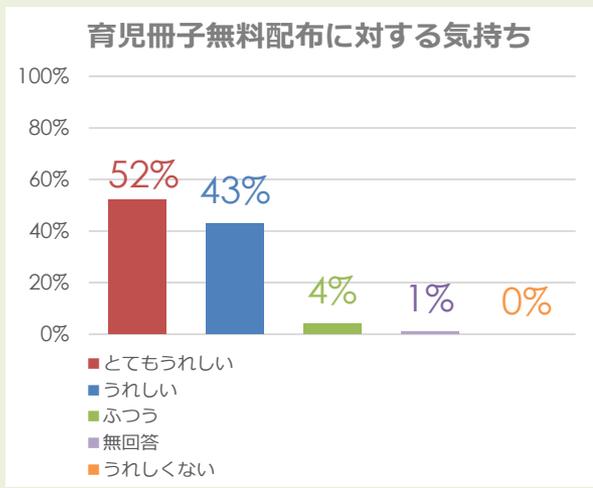
【福井支部の令和4年7月診療分 使用割合 | 年齢階級別】



新生児の親に向けた育児冊子の配布

- 令和3年度より事業開始。新生児を扶養する被保険者に対し、ジェネリック医薬品使用促進をはじめ、医療費適正化行動を促す育児冊子とジェネリック医薬品希望シールを送付
- 令和3年度、1,327名に送付。内108名よりアンケート回収

- ・ 症状別の対処方法
- ・ 子ども医療費の仕組み
- ・ 医療費適正化行動のすすめ
- ・ ジェネリック医薬品使用のすすめ
- ・ 保護者の生活習慣見直しなどを掲載



子ども医療費受給者証交付時のリーフレットの配布

- 子ども医療費受給者証の新規発行及び更新の際に、子ども医療費助成制度の仕組みや、ジェネリック医薬品使用促進をはじめとした、医療費適正化行動を促すリーフレットを配布
- 令和4年度より事業開始。福井県内9市にて10月から配布開始

上手に節約
子ども医療費

～子どもたちの未来のため～
医療の受け方3つのポイント

全国健康保険協会 福井支部
協会けんぽ
福井市

5才の健保太郎君。皮膚炎で病院にかかったところ・・・

本日のお会計は
ごさいません
薬局

タダでかかれて
助かったね!

でも、本当に
タダなの?

NO
医療費はタダではありません!

自分たちの納めた健康保険料や税金から、支払いがされているんだね。

医療機関
医療費の8割(4割増)
医療費の2割(3割増)

財源は
徴収した健康保険料
税金

健康保険制度
(協会けんぽ
国民健康保険など)

無料
子ども医療費助成制度
県・市

福井市子ども医療費助成制度

[未就学児]：無料
[小学生以上から高校3年生まで]：通院は1医療機関あたり1月500円まで、入院は1日500円(月4,000円上限)まで自己負担

健康保険制度と子ども医療費助成制度があるから、安心して病院にかかれるね。子どもたちのために、自分たちにも何かできないかな?

YES
3つのポイントを実践して
健康保険制度・子ども医療費助成制度
を未来につないでいきましょう!

健康づくりは幸せづくり

年取る
ふりかえる
予防のために

保護者にも生活習慣の見直しを促す動画視聴を案内

①ジェネリック医薬品を選びましょう

1 低価格
新しいお薬と比べ、価格を安く設定しています

皮膚炎の塗り薬
代表的な保潤剤
100g

ジェネリック医薬品にすると・・・

1,350円もおトクだね!

2 安全
効き目や安全性はこれまでのお薬と同等です

3 工夫
飲みやすいよう、味を改良したり、錠剤を小さくしています

②かかりつけ医を持ちましょう

1 治療だけでなく、健康に関することを何でも相談できます

2 必要なときは専門の医療機関を案内してくれます

3 病気の予防や早期発見・早期治療につながります

かかりつけ医から、お子様にあった治療やアドバイスが受けられます。

③緊急時以外には平日・昼間に受診しましょう

夜間・休日には診療時間外のため、割増料金がかかります。太郎君が初診の場合・・・

診療時間内に診てもらうのがおトクだね!

+2,000円 +3,650円 +6,950円

時間外加算 休日加算 深夜加算

※金額は総医療費(10割分)です

医師または薬剤師にお伝えください

太郎のお薬をジェネリックにできますか?

※医師の判断や、在庫がないときなど、ジェネリック医薬品に切り替えることができない場合があります。

ジェネリック医薬品使用割合
(協会けんぽの令和3年10月診療分・数量ベースにて算出)

全国平均	80.3%
福井県	79.1%
福井市	78.0%

※医療機関および薬局の所在地からの集計です

こんなかかり方は医療費が割高に

はしご受診をする
同じ病気で複数の医療機関を受診することを「はしご受診」といいます。「はしご受診」をするたびに初診料や検査料がかり、医療費がかさみます。

紹介状なしで大病院を受診する
他の医療機関の紹介状なしで大病院を受診すると、初診料に加えて7,000円以上の特別料金がかかります。

夜間・休日は「#8000」のご利用を

夜間・休日にお子さまの急な病気やケガで受診するか迷ったときには、「子ども救急医療電話相談#8000」をご利用ください。

専任の看護師からアドバイスを受けられます。

短縮ダイヤル #8000
または ☎0776-25-9955

- 月曜～土曜日/夜7時～翌朝9時
- 日曜日・休日/朝9時～翌朝9時

ジェネリック医薬品使用割合を9市ごとに掲載

ジェネリック医薬品軽減額のお知らせの送付

- 主に生活習慣病や慢性疾患などの治療薬の服用者に対し、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額の試算通知を送付
- 平成21年度より事業開始。年2回送付。令和4年度は1回目を令和4年8月、2回目を令和5年2月に送付

【試算通知】

■平成21年度から令和3年度までの13年間の累計

【同封リーフレット】

	送付者数	切替者数	切替率	軽減効果額/年
全国	49,091,309	13,757,330	28.02%	約2,783億円
福井支部	312,869	94,444	30.19%	約16.8億円

送付日	令和4年8月17日（水）
送付件数	15,553件
対象医薬品	慢性疾患（リウマチ、喘息）、生活習慣病（糖尿病、高血圧症）の治療薬をはじめとする、長期間（14日以上）継続して服用することが考えられる医薬品。 ただし、がん治療薬、精神疾患治療薬、HIV治療薬、ジキタリス製剤を除く。 また、令和3年1月以降に行政処分が下された製薬メーカーの一部医薬品を除く。
対象年齢	18歳以上
軽減可能額基準	医科：500円以上 調剤：50円以上